

羽陽学園短期大学ガバナンス・コード

令和6年度点検表

令和7年1月16日
羽陽学園短期大学自己評価委員会

羽陽学園短期大学ガバナンス・コードの点検について

羽陽学園短期大学（以下「本学」という）ガバナンス・コードは、本学が私立学校法等の法令を遵守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことを示す基本的な規範です。令和3年10月に制定しました。

ガバナンス・コードは本学運営の基本ですから、その遵守状況について定期的に点検及び評価を実施し公表することが求められています。本学では、本学自己評価委員会が中心となって、この点検及び評価を実施することになっています。

このたび、ガバナンス・コードの令和6年度における遵守状況の点検を実施しましたので、その結果を報告します。

以下の点検表では、評価結果を以下のように分類し、その対応を備考欄に示します。

- ◎：ガバナンス・コードが遵守されている。
- ：ガバナンス・コードがほぼ遵守されているが一部不明確な部分がある。
- △：遵守状況に不十分な部分がある。
- ×：遵守されていない。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

学校法人羽陽学園（以下「本学園」という）は、これまで「敬・実・和」の建学の精神のもと、山形市・天童市・鶴岡市に所在する5つの附属幼稚園・認定こども園と連携しながら、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、本学園が今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていく必要があります。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項について示します。

1. 経営と教学の連携・協力

（1）本学園は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する本学の教育目的を明示します。

＜確認項目＞	評価	備考
--------	----	----

1)建学の精神を明示し、内外に周知しています。	◎	
2)建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知しています。	◎	
<確認項目>	評価	備考
1)学長等を理事として選任しています。	◎	
2)本学園は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めています。	◎	
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容		
(1) 本学園は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めます。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備します		
<確認項目>	評価	備考
1)原則として5年以上の中期的な計画を策定しています。	◎	
2)中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立しています。	◎	
3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えています。	◎	
4)中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。	◎	
5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。	◎	
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方		
(1) 本学園は、法令遵守のための体制を整えます。		
<確認項目>	評価	備考
1)すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。	◎	
2)教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けています。	◎	
3)違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。	◎	
4)健全な本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。	◎	

4. 地域貢献		
(1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努めます。		
<確認項目>	評価	
1)地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えています。	◎	
2)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施しています。	◎	
3)教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。	◎	
第2章 自律的なガバナンス体制の確立		
理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。 第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示します。		
1. 理事会機能の充実		
(1) 理事会は、本学園の最高意思決定機関である。本学園全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行います。		
<確認項目>	評価	備考
1)理事会は、本学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。	◎	
2)理事会は理事長が招集します。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。	◎	
(注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではありません。		
3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしています。	◎	
4)理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。	◎	
5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。	◎	
6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	◎	

(2) 理事長は、本学園を代表し、本学園の業務を総理します。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、本学園を代表し、理事長を補佐して本学園の職務を掌理します。		
<確認項目>	評価	備考
1)理事長は、本学園を代表し、その業務を総理しています。	◎	
2)理事長の代理権限順位を明確に定めています。	◎	
3)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っています。	◎	
4)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。	◎	
5)理事は、学校法人与て理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。	◎	
(3) 理事の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。		
<確認項目>	評価	備考
1)寄附行為に定める人数の理事を置いています。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。	◎	
2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。		
①本学園の設置する学校等の校長又は園長	◎	
②本学園の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	
3)理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していません。	◎	
4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。	◎	
5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。	◎	
6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。	◎	
7)外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めています。	◎	
2. 監事機能の充実		
(1) 監事は、本学園の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、本学園としても適切な監査体制を整えています。		
<確認項目>	評価	備考

1)監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。	◎	
2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。	◎	
3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。	◎	
4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。	◎	
5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	◎	
(2) 監事の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。		
<確認項目>	評価	備考
1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいています。	◎	
2)監事を2人以上置いています。	◎	
3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。	◎	
4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。	◎	
5)監事は、本学園の理事、評議員又は職員を兼務していません。	◎	
3. 評議員会機能の充実		
(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行います。		
<確認項目>	評価	備考
1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。		
①予算及び事業計画	◎	
②事業に関する中期的な計画	◎	
③借入金及び重要な資産の処分に関する事項	◎	
④役員に対する報酬等の支給基準	◎	
⑤寄附行為の変更	◎	
⑥合併	◎	
⑦解散	◎	
⑧収益を目的とする事業に関する重要事項	◎	
⑨その他本学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	◎	

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものです。		
＜確認項目＞	評価	備考
1)評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されています。	◎	
2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	◎	
(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによります。		
＜確認項目＞	評価	備考
1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。		
①本学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	
②本学園の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	◎	
2) 本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。	◎	
3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。	◎	
第3章 教学ガバナンスの充実		
本学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」という学校教育法に定められた私立短期大学の目的に沿った教育を実践し、地域社会に多くの人材を送り出してきました。 学長は、本学園の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、本学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めています。 第3章では、本学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示します。		
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実		
(1) 本学は、本学園の掲げる「敬・実・和」の建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げています。また、地域社会の皆様やステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、学修成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知します。		

＜確認項目＞	評価	備考
1)学修成果を明示し、内外に周知しています。	◎	
2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知しています。	◎	
（２）本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められています。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定します。		
＜確認項目＞	評価	備考
1)7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けています。	◎	
2)定期的に自己点検・評価を行っています。	◎	
3)学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。	◎	
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実		
（１）学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。本学においては、学長は教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものです。		
＜確認項目＞	評価	備考
1)学長は、本学園が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されています。	◎	
2)学長は、本学の建学の精神及び教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めています。	◎	
（２）学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整えます。		
＜確認項目＞	評価	備考
1)本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。	◎	
2)教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。		
①学生の入学、卒業及び課程の修了	◎	
②学位の授与	◎	

③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	◎	
3. 教職員の資質向上		
(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は教職員の資質向上に努めます。		
<確認項目>	評価	備考
1)教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。	◎	
2)事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。	◎	
3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されています。	◎	
第4章 情報の公開と公表		
本学園は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めます。 第4章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示します。		
1. 情報公開と発信		
(1) 本学園は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにします。		
<確認項目>	評価	備考
1)本学園は、法令に基づき、下記の情報を公開しています。		
①財産目録	◎	
②貸借対照表	◎	
③収支計算書	◎	
④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）	◎	
⑤監事による監査報告書	◎	
⑥役員等名簿	◎	
⑦寄附行為	◎	
⑧役員報酬の基準	◎	

2)1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしています。	◎	
3)本学園は、法令に基づき、1)の内容を公表しています。	◎	
4)本学園は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いています。	◎	
5)本学園が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っています。	◎	
(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表します。		
<確認項目>	評価	備考
1)本学は、下記の情報を公表しています。		
①本学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針	◎	
②教育研究上の基本組織	◎	
③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	◎	
④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等	◎	
⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画	◎	
⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準	◎	
⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	◎	
⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用	◎	
⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	◎	